

農林水産局快適トイレ設置工事実施要領

令和3年10月1日制 定
令和4年6月1日一部改正
令和5年6月1日一部改正
令和6年6月1日一部改正
令和7年6月1日一部改正

1 趣旨

この要領は、農林水産局発注工事における、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を目的とする「快適トイレ設置工事」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象工事

原則、全ての農林水産局発注工事を対象とする。

ただし、現場施工に着手する日から工事完成までの期間が1か月未満の工事は対象外とする。

3 快適トイレの仕様

(1) 男女ともに現場で働く場合は、男女別で各1台設置することを標準とする。

(2) 受注者は次のアからサの全ての仕様を満たすトイレを設置することとする。

なお、シからチについては、満たしていればより快適に使用できる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

ア 洋式便器

イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

ウ 臭い逆流防止機能

エ 容易に開かない施錠機能

オ 照明設備

カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

ク 周囲からトイレの出入り口が直接見えない工夫

ケ サニタリーボックス

コ 鏡と手洗器

サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

シ 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）

ス 擬音装置（機能を含む）

セ 着替え台

ソ 臭気対策機能の多重化

タ 室内温度の調整が可能な設備

チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

4 実施方法

(1) 受注者は、快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載すること。また、工事現場への設置前に様式1「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、パンフレット・見積書等の資料とともに監督職員へ提出すること。

(2) 監督職員は、実際に設置された快適トイレを現場において確認すること。

- (3) 受注者は、快適トイレの撤去日について、監督職員へ報告すること。
- (4) 受注者は、快適トイレの設置ができない場合は、速やかにその理由を打合せ簿等で監督職員へ提出すること。

5 快適トイレの計上費用

- (1) 発注時において、51,000円/基・月を共通仮設費（営繕費）に計上するものとし、実際にかかった費用は精算時に変更する。
なお、当初計上する期間は、工期から検査期間を除いた日数を月単位に換算した月数（小数点第1位繰上げ整数止め）とする。
- (2) 精算時に計上する費用は、51,000円/基・月を上限に「積算上の差額」※を計上する。男女別で1台ずつ計2台まで計上できるものとする。（102,000円/2基・月が上限）
なお、計上する期間は、実際に設置した期間とし、見積書（月極賃料又は日極賃料）に応じて月単位又は日単位で計上するものとする。
※：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円（従来品）を減じた額。
- (3) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入り口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円/基・月上限まで計上可能とする。
- (4) 運搬・設置・撤去に係る経費は共通仮設費（率）に含む。
- (5) 積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、積上げ計上しない。
- (6) 工事現場に新たに快適トイレを設置する場合に費用計上の対象とする。なお、現場事務所等を間借りした建物とした際に既設トイレが快適トイレの仕様を満たしている場合や現場作業員が使用しない場合には費用計上の対象としない。

6 配慮すべき事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取組として、快適トイレを導入する際は、以下に配慮することとする。

- (1) 全般
女性トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。
- (2) 設置位置
女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。
- (3) 導線の配慮
男性トイレと女性トイレは、入り口を分ける等の動線の配慮をする。
- (4) ドアの向き
女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用する等の工夫をする。
- (5) 照明
窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことの無いよう、照明をスポットライト式にする等の工夫をする。
- (6) 室温
トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付ける等の配慮をする。

7 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者で協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

この要領は、令和6年6月1日から施行する。
この要領は、令和7年6月1日から施行する。

快適トイレチェックシート

様式1

工事名:			
受注者:			
設置期間	自:		
	至:		
	期間:	0	日

仕様	設置状況確認
1 快適トイレに求める機能【必須】	
(1) 洋式便器	☐
(2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理機能付きを含む)	☐
(3) 臭い逆流防止機能	☐
(4) 容易に開かない施錠機能	☐
(5) 照明設備	☐
(6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重5kg 以上)	☐
2 付属品として備えるもの【必須】	
(1) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示	☐
(2) 周囲からトイレの出入口が直接見えない工夫	☐
(3) サニタリーボックス	☐
(4) 鏡と手洗器	☐
(5) 便座除菌クリーナー等の衛生用品	☐
3 推奨する仕様、付属品【任意】	
(1) 室内寸法900×900mm 以上(面積ではない)	☐
(2) 擬音装置(機能を含む)	☐
(3) 着替え台	☐
(4) 臭気対策機能の多重化	☐
(5) 室内温度の調整が可能な設備	☐
(6) 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場等)	☐

注1 上記内容を満たすことを示す書類(パンフレット等)を添付すること

注2 各内訳がわかる見積書を添付すること